

令和4年7月1日

戸田市屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました

埼玉県屋外広告物条例及び同施行規則が改正されたことに伴い、市条例及び同施行規則の見直しを行い、点検に関する事項について改正を行いました。すべての屋外広告物は、定期的な点検を行うことが義務づけられています。落下や倒壊による事故を防止するため、適切な点検を実施してください。

主な改正項目	改正前	改正後
有資格者による点検対象物	すべての屋外広告物	高さ4mを超えるもの又は許可が必要な屋外広告物
点検可能な有資格者	屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等	屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、第1～3種電気主任技術者等
点検時期	定期的に	定期的に（許可を受ける場合は、申請日前の3ヵ月以内）

▶屋外広告物の点検について

9月1日から10日は屋外広告物適正化旬間です。
点検義務者は定期的な点検を実施するようにお願いします。



「屋外広告物」
詳しくは
こちらから

- 点検義務者：設置者、管理者、所有者、占有者
(屋外広告物の掲出に関わる方)
- 点検対象物：すべての屋外広告物(軽易なものは除く)
- 点検者：①地上から高さ4m以下 / 誰でも可
②地上から高さ4m超 / 有資格者
③許可が必要なもの / 有資格者
- 点検項目：最大17項目
(基礎、広告板、照明等の腐食、破損等)

主な屋外広告物

